

維持会員に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人おかやま環境ネットワーク(以下「この法人」という。)の維持会員の入会及び退会並びに会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

(維持会員)

第2条 この法人の目的、事業に賛同するものは、代表理事の承認を得て維持会員となることができる。維持会員は、個人、団体または企業・協同組合とする。

(入会手続)

第3条 維持会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出しなければならない。

(会費)

第4条 維持会員は、毎年年会費を1口以上納入しなければならない。

2 年会費は維持会員種別に応じて下記各号のとおりとする。

- (1) 個人維持会員 1口 2,000円以上
- (2) 団体維持会員 1口 2,000円以上 … 任意団体、NPO法人、特例民法法人、
公益・一般社団法人、公益・一般財団法人
- (3) 企業・協同組合会員 1口 20,000円以上

(維持会員の特典)

第5条 維持会員は次の特典を享受することができる。

- (1) この法人が刊行する「ニュース」を無料で配布を受けることができる。
- (2) メーリングリストに登載し、メール等による情報提供を受ける。
- (3) 場合により、この法人が主催、共催する事業等に割引料金で参加できる。
- (4) 維持会員が希望するときは、代表理事の承認を得て、この法人が常設する部会若しくは委員会等の委員に就任することができる。

(会費の使途)

第6条 第4条の会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用し、50%未満を法人会計に使用する。

(除名)

第7条 維持会員が下記各号の事由に該当するときは、理事会の決議により除名することができる。

- (1) 違法行為又は著しく道義に悖る行為をするなど、維持会員として相応しくないと認められるとき
- (2) 正当な理由がなく会費を2年分以上滞納したとき

2 維持会員の除名が審議される理事会において、当該会員には弁明の機会を与えなければならない。

(退会)

第8条 維持会員はいつでも退会通知をこの法人に提出することにより、退会することができる。

2 前項の場合、既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益財団法人おかやま環境ネットワークの設立の登記の日から施行する。(2012年2月25日理事会議決)